

第 39 回三重県新型コロナウイルス感染症対策本部本部員会議

- 1 開催日時：令和 3 年 6 月 18 日（金）9：20～9：40
- 2 開催場所：三重県庁 3 階 プレゼンテーションルーム
- 3 出席者：鈴木知事、廣田副知事、服部副知事、日沖危機管理統括監、野呂防災対策部長、安井戦略企画部長、高間総務部長、加太医療保健部長、中尾医療保健部理事、中山子ども・福祉部長、岡村環境生活部長、増田廃棄物対策局長、山口地域連携部長、辻国体・全国障害者スポーツ大会局長、横田南部地域活性化局長、更屋農林水産部長、島上雇用経済部長、小見山観光局長、水野県土整備部長、真弓県土整備部理事、森会計管理者兼出納局長、田中デジタル社会推進局長、木平教育長、喜多企業庁長、長崎病院事業庁長、松野警察本部危機管理室長、高野四日市港管理組合経営企画部長、伊藤四日市市危機管理室長、事務局

4 議事内容：以下のとおり

（日沖危機管理統括監）

- ・これより「第 39 回三重県新型コロナウイルス感染症対策本部 本部員会議」を始める。
- ・今回の会議は、昨日、政府新型コロナウイルス感染症対策本部会議において、まん延防止等重点措置の本県への適用を 6 月 20 日までで終了することが決定されたことを受け、6 月 21 日以降の県の対策を決定するため、開催するものがある。

議題 1 新型コロナウイルス感染症の県内発生状況等について

（日沖危機管理統括監）

- ・事項 1「三重県新型コロナウイルス感染症の県内発生状況等」について感染症対策部から説明をお願いします。

（中瀬感染症情報プロジェクトチーム 担当課長）資料 1 に沿って説明

- ・6 月 17 日時点における県内の累計患者数は 5,163 人である。新規感染者数は 5 月中旬以降減少傾向であり、6 月 17 日の新規感染者数は 4 人である。
- ・直近 1 週間の人口 10 万人あたりの新規感染者は 3.6 人であり、3 月下旬の水準にまで戻ってきている。
- ・医療圏別患者発生状況について、北勢圏域の感染者が多く、県内平均を上回っている。

- ・年齢別の発生状況については、特定の年代に偏らず幅広い年齢層で発生している。6月12日から6月16日の週のデータでは60代以上の感染者割合が高くなっているが、これは母数が少ない影響が出ていると思われる。
- ・感染経路不明率は30%前後で推移しており、6月12日から6月16日の週の値は32%である。
- ・県内外別の感染経路の詳細について、県外由来の感染が5月以降15%前後で推移している。6月12日から6月16日の週のデータは県外由来の数値が小さくなっているが、これも母数が小さいことが影響していると思われる。
- ・経路別の感染経路の詳細については依然家庭内感染が多く、約4割で推移している。また、6月12日から6月16日の週は学校で複数の患者が発生した影響でその割合が大きくなっている。なお、同じ週の高齢者施設の数値が大きいのは、これも母数が影響していると思われる。
- ・PCR等検査の状況について、直近週では検査数3,884件、陽性率2.6%となっている。
- ・N501Y、いわゆるアルファ株の変異検査陽性件数は6月上旬までに1,263件確認されている。6月14日からはこれに代わる形で、L452R変異、いわゆるデルタ株の検査を開始しており、72件中3件の陽性を確認している。
- ・期間別累積感染者の推移について、3月1日以降の第4波での累積患者数は2,631人であり、全体の5割強となっている。1日あたりの感染者数は5月下旬以降減少傾向となっている。
- ・クラスターについては5月6月でこれまでに17件、累計で81件発生している。クラスター関係の陽性者数は1,200人となり、陽性者数の全体の23%となっている。
- ・入院等の状況は6月17日現在、病床占有率17.5%、重症者用病床占有率10.5%となっている。
- ・モニタリング指標は6月17日時点のデータでは病床占有率をはじめ全ての政府指標を下回っている。

(日沖危機管理統括監)

- ・このことについて何か質問はあるか。
- (質疑なし)

議題2 「三重県リバウンド阻止重点期間」について

議題3 「新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた『三重県指針』ver.11」の一部改訂について

(日沖危機管理統括監)

- ・ 事項 2 「三重県リバウンド阻止重点期間」について及び事項 3 「新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた『三重県指針』 ver. 11」の一部改訂について総合対策部から説明をお願いします。

(小西危機管理特命監) 資料 2 から資料 4 に沿って説明

- ・ まず資料 2 について説明する。
- ・ 5 月 9 日から適用されていたまん延防止等重点措置は 6 月 20 日に終了となる。4 月 19 日から長期にわたり、県民の皆様、事業者の皆様にご協力いただき、感染者数は着実に減少している。感謝申し上げる。
- ・ しかし、感染状況は改善しまん延防止等重点措置は終了となるものの、これまでよりさらに感染力が強いとされるデルタ株の脅威が迫り、愛知県や大阪府の緊急事態宣言が解除されるが、全国各地でまん延防止等重点措置が適用されるなど、今はまだ警戒を緩める時ではない。
- ・ 第 3 波、第 4 波において、年末や年度末に人の移動を抑えきれず、感染拡大につながったことを教訓に、今回こそ確実に感染を抑え込むため、6 月 21 日(月)から 6 月 30 日(水)までを、「三重県リバウンド阻止重点期間」として、リバウンド阻止に取り組む。
- ・ 飲食店に対する営業時間短縮の要請は四日市市のみで、営業時間を 21 時までとしていただくよう特措法第 24 条第 9 項において要請をする。
- ・ これまで営業時間短縮の要請は県内全域に行ってきたが、これを段階的に見直す。このため重点措置区域に 6 月 14 日から位置付けていた四日市市について、酒類の提供自粛は解除するものの、営業時間短縮を 21 時までに変更し要請を継続する。その他の市町については、既に酒類の提供自粛は要請しておらず、営業時間短縮そのものを解除することとする。
- ・ これまで本県では、感染状況に関して、主な指標について県独自で目安を設定し、政府の示す感染段階のステージの指標と併せ、感染状況のモニタリングを行ってきた。今回、重点期間の短い期間の中で、感染再拡大の兆候を確実にとらえるため、「三重県リバウンドアラート」を新たに設定する。
- ・ これまでの感染事例等を踏まえ、「新規感染者数が 2 日続けて 17 名以上」及び「飲食店、カラオケの利用に伴うクラスターが 2 件以上発生する」ということを指標する。
- ・ 実施する措置としては、飲食店や 1,000 m²を超える集客施設に対する営業時間の短縮、カラオケ設備の利用自粛の要請である。
- ・ 引き続き県民の皆様へのご願いとて、特措法第 24 条第 9 項に基づく要請をし、生活の維持に必要な場合を除き、県境を越える移動を避け、また、県内の移動

- は必要性、安全性を慎重に検討し、混雑する場所や時間は避けていただく。家族以外との会食は、少人数、短時間とし、基本的な感染防止対策をお願いする。
- ・ 県外の皆様へは、生活の維持に必要な場合を除き、三重県への移動は避けていただくよう協力を要請する。
 - ・ 事業者の皆様へは、ローテーション勤務やテレワークにより、出勤者の5割削減に取り組んでいただく。
 - ・ 飲食店においては、マスク着用の呼びかけ等感染対策の徹底をお願いする。
 - ・ 「あんしんみえリア」の積極的な活用、勤務時間外も含めた従業員への感染防止対策の周知徹底、感染拡大予防ガイドラインの遵守をお願いする。
 - ・ イベントの開催については、引き続き、特措法第24条第9項にて参加人数の基準を要請する。
 - ・ 偏見、差別につながる行為、人権侵害、誹謗中傷は絶対に行わない。職場や周囲の方にワクチン接種の強制、接種していない人への誹謗中傷、偏見や差別につながる行為は絶対に行わない。
 - ・ 次に資料3にて、三重県リバウンド阻止重点期間に三重県が実施する対策を説明する。
 - ・ 医療提供体制とて、宿泊療養施設については6月15日から四日市市の施設で受入を開始し、既存施設とあわせて240室の運用を行っている。
 - ・ ワクチンの接種体制について、高齢者を対象とした住民接種について、7月末までの完了を目指し、各市町の接種会場において接種に協力していただける医療従事者を、6月17日時点でのべ130名を派遣することとした。
 - ・ 新たに設置した職域接種支援プロジェクトについて、接種促進に向けた調整を行っており、6月17日現在で37の企業等から申請があり、接種予定人数はのべ94,110人となっている。
 - ・ 集団感染等のリスクが高い高齢者施設や障がい者施設を対象とした社会的検査を7月末まで実施している。これまでに対象施設758施設のうち約7割の527施設から21,347人分の申し込みがあり、6月17日時点で522施設、のべ42,487人分の検査を実施した。また、まん延防止等重点措置の解除後においても、予防的な観点から2週に1回の頻度で定期的な検査を実施していく。
 - ・ 感染防止対策の徹底の呼びかけとして、大人数での飲食が複数確認された御殿場海岸等で、引き続き、土曜日、日曜日に広報車による感染防止対策の徹底、県境を越えた三重県への移動自粛の呼びかけを行う。
 - ・ 事業者支援について、6月21日から6月30日まで営業時間短縮要請が継続する四日市市の飲食店において、要請に全面的に協力いただいた事業者に対して協力金を支給する。
 - ・ 営業時間短縮要請に加え、重点措置区域内の飲食店等に対しては、酒類の提供

を行わないこと、県内全域の飲食店にもカラオケ設備の利用をしないことといった要請を行っていたこと、まん延防止等重点措置が解除された後も時短要請を行う地域があることなどから、事業者からの問い合わせに対応するため、相談窓口を設置する。

- ・労働力シェアや出向に要した賃金や経費の一部を助成する「産業雇用安定助成金」について改めて周知を図っていく。
- ・飲食店等の感染防止対策に関する認証制度である「あんしん みえリア」について、6月10日から現地確認を開始し認証を進めている。
- ・県内の観光関連事業者を対象とした認証制度について、6月30日に申請要項等を公表する。
- ・さらなる感染防止対策に取り組む事業者への支援として、CO2センサー等の購入経費の補助や、感染防止対策と経営向上の両立に向けた助言を行うアドバイザー派遣について、5月31日から募集を受け付けている。また、PCR検査費用の補助については6月21日から募集をしている。
- ・宿泊事業者が感染防止対策や前向きな投資に要する経費について支援を行うこととし、7月5日に申請要項等を公表する。
- ・テレワークの導入を検討している県内の中小企業を対象として、6月1日から専門的な知識を有するアドバイザーによる無料の相談窓口を開設した。また、6月17日からテレワークアドバイザーを派遣する企業も募集を開始した。
- ・資料4、三重県指針 Ver. 11について、三重県リバウンド阻止重点期間にあわせ、6月30日まで延長する。

(日沖危機管理統括監)

- ・このことについて何か質問はあるか。

(質疑なし)

(日沖危機管理統括監)

- ・それでは、6月21日から6月30日までの間、三重県リバウンド阻止重点期間とすることとし、ただいま説明があった資料2、資料3、資料4のとおりとしてよろしいか。

(発言なし)

(日沖危機管理統括監)

- ・それではそのように決定する。

議題4 「各部からの報告事項」について

(日沖危機管理統括監)

- ・事項4「各部からの報告事項」について、報告事項がある部局は説明をお願いする。

(中尾医療保健部理事)

- ・高齢者のワクチンの接種状況について、6月16日現在、全国では39.3%、三重県では、42.7%が1回の接種が完了している。
- ・3つのワクチン集団接種会場について、6月12日の三重大学会場に引き続き、6月19日からは、四日市学会場、三重県営サンアリーナ会場で接種が開始される。
- ・5月に実施した高齢者施設を対象とした感染防止対策研修に引き続き、6月25日に障がい者支援施設を対象とした研修会をWebで開催する。今回も、クラスターを経験した施設の事例や、その施設に入って支援した子ども・福祉部障がい福祉課サービス支援班長の報告や専門家による講演等の内容となっている。

(日沖危機管理統括監)

- ・他に報告事項がある部局は説明をお願いする。
- (報告なし)

議題5 知事指示事項

(日沖危機管理統括監)

- ・次に知事から「知事指示事項」をお願いする。

(鈴木知事)

- ・「三重県まん延防止等重点措置」が6月20日をもって終了することとなった。感染状況がここまで回復してきたのは、ひとえに、県民・事業者の皆様の努力の賜物に他ならない。しかし、ここで気を緩めて感染の再拡大を招くようなことになれば、これまでの県民・事業者の皆様の努力が水の泡になってしまう。そうならないためにも、このタイミングで改めて気をしっかりと引き締め直し、第5波の発生を抑えるべく高い緊張感を持って各種の対策に取り組むこと。
- ・新しい試みとして、これまでの教訓を踏まえ、6月30日までの10日間、「三重県リバウンド阻止重点期間」を設け、かつ、臨時的な「三重県リバウンドアラート」を設定した。こういった新しい取組についても、県民・事業者の皆様にとしっかりと周知をし、県内の隅々まで浸透させること。

- ・飲食店の営業時間短縮要請については、まん延防止等重点措置とともに終了するのではなく、段階的に見直していくこととした。東海3県での連携も考慮し、四日市市の飲食店に対して21時までの営業時間短縮要請を行うことから、早急かつ確実な周知を行い、相談には丁寧に対応すること。
- ・飲食店に対する営業時間短縮要請を緩和または終了することで、今後飲食店を利用する機会が増えることが予想される。現在行っている「みえ安心おもてなし施設認証制度『あんしん みえリア』」を県民・事業者に対し広く周知するとともに、申請のあった施設の認証を速やかに進め、利用拡大に努めること。特に、きちんと対策をしている飲食店の努力が報われるよう、県民の皆様によく知ってもらえる周知・啓発を行うこと。併せて、6月30日に要項を発表する観光地を安心して訪れることができるための認証制度の創設についても、早急に準備を進め運用を開始すること。
- ・ワクチンの高齢者向け接種について、7月末までの完了をめざし、引き続き市町や関係団体等と緊密に連携し、接種に協力していただける医療従事者の確保・派遣に取り組むとともに、県内3か所で実施を開始した集団接種についても、関係市町としっかり連携し、スムーズな運営のため万全の対応を行うこと。また、職域接種については、実施意向のある企業に対し、相談に丁寧に対応することで、早急かつ円滑に接種が実施できるよう支援すること。
- ・高齢者施設や障がい者施設への社会的検査は、感染拡大やクラスター発生を防ぐための重要な取組である。集中的に取り組む7月末までの期間においては、万全な検査体制をとるとともに、陽性者が判明した場合には速やかに対応し、感染を抑止すること。また、外国人労働者を雇用する県内事業所や医療機関・高齢者施設等に対して抗原定性検査キットの積極的な活用を促すこと。
- ・感染された方やその家族、医療従事者などが、不当な差別や偏見、誹謗中傷やいじめを受けることは決してあってはならない。また、ワクチン接種は希望者の同意に基づき行われるものであり、ワクチン接種を受けない選択をした方に対する差別や誹謗中傷はもちろん、接種の強制も許されるものではない。あらゆる機会を活用し、そうした行為を行わないよう呼びかけるとともに相談対応に取り組むこと。

(日沖危機管理統括監)

- ・各部局において、指示事項に基づいた適切な対応をお願いする。
- ・以上で本部員会議を終了する。